

南魚沼市民の健康づくりサポートレンタサイクルサービス

「Sapochari (サポチャリ)」利用規約

(目的)

第1条 この規約は、レンタサイクルサービスによる市民の自転車利用促進を図るとともに、市民と自転車と健康づくりの持続可能な共生社会の実現を目的に実施する、市民の健康づくりサポートレンタサイクルサービス「Sapochari (サポチャリ)」(以下「レンタサイクル」という。)の利用に必要な事項を定めるものとする。

(管理運営)

第2条 レンタサイクルの管理運営は、RIDE ON 南魚沼プロジェクト実行委員会(以下「管理者」という。)が行う。

2 レンタサイクルの貸出時間は、9:00から19:00までとする。(ただし、施設の定休日を除く。)

なお、上記時間外での利用を希望する場合は、事前に管理者と相談すること。(早朝利用等)

3 利用受付時間は9:00から17:00とする。

4 レンタサイクル及びヘルメット等の備品類の保管管理は、管理者が行う。

(利用対象者)

第3条 レンタサイクルを利用できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 南魚沼市在住の個人で、かつ18歳以上の者。(ただし、高校生を除く。)

(2) レンタサイクルを安全に利用できる者。

(3) 反社会的勢力に所属、若しくは関係性がない者。

(4) 南魚沼健康ポイントを実施する者。

(5) 利用後にアンケート等の調査に協力可能な者。

(利用申込)

第4条 レンタサイクルを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、事前登録を行わなければならない。

2 利用者は、利用前日の17:00までに管理者へ予約を行わなければならない。

3 利用者は、利用の当日に、身分証明書を提示しなければならない。

4 借り受けたレンタサイクルは、決められた時間内に借り受けた場所へ返還しなければならない。

(貸出場所)

第5条 レンタサイクルの貸出場所は、次のとおりとする。

(1) 大原運動公園(南魚沼市万条新田417番地)

(2) ディスポート南魚沼(南魚沼市坂戸372番地)

(引き渡し)

第6条 利用者は、レンタサイクルを引き受ける際に、車両本体、ブレーキ、タイヤ、空気圧等に異常がないことを立会いのもと、必ず確認しなければならない。

2 利用者は、レンタサイクルを借り受け、利用を開始した時点でレンタサイクルに異常がないことを承諾したものとする。

(利用期間)

第7条 レンタサイクルの利用期間は、次のとおりとする。

(1) レンタサイクルの利用期間は、4月中旬から11月中旬まで(予定)とする。

(2) レンタサイクルの利用時間は、1回4時間以内(1日1回まで)とする。

(利用料金)

第8条 レンタサイクルの利用料金は、200円(保険料として。)とする。

2 ヘルメットの利用料金は、無料とする。

(保険内容)

第9条 管理者が加入する保険内容は、次のとおりとする。

- (1) 傷害補償 (死亡・後遺症 100 万円、入院日額 1,500 円、通院日額 1,000 円)
- (2) 賠償責任補償 (1 億円まで。)
- (3) 自転車の盗難及び全損補償 (パンクや軽微な破損は除く。)

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、レンタサイクルに関する権利を譲渡、又は転貸してはならない。

(自転車の故障又は破損)

第10条 自転車が故障 (パンクを除く。) 又は破損した場合は、管理者へ連絡した後に、利用者が貸出場所へ返却すること。

2 貸出場所までの移動費用等は利用者が負担しなければならない。

(パンクの修理)

第11条 自転車がパンクした場合は、利用者が最寄りの自転車店等に持ち込み修理すること。

2 修理費用や自転車店等までの移動に必要な代金等は利用者が負担しなければならない。

(自転車の盗難)

第12条 利用者は、レンタサイクルから離れる際に必ず施錠を行わなければならない。

2 盗難が発生した場合は、管理者へ報告するとともに、速やかに最寄りの警察へ届け出ること。

(事故等の責任)

第13条 利用者は、レンタサイクルの借受期間中に、当該レンタサイクルに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず管理者に報告し、必要な場合は警察に連絡するなど、法令上の措置をするとともに、利用者自らの責任において事故の解決に努めなければならない。

2 レンタサイクルの利用期間中に、事故に起因しないトラブル等で自走困難になった場合は、管理者に連絡を入れ、場所、原因、状況等の報告をしなければならない。

3 レンタサイクル利用に伴い発生した事故については、管理者の重大な過失がある場合を除き、その責任を一切負わないものとする。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由によりレンタサイクルを故障又は破損、紛失 (盗難を含む。) したときは、これを現状に回復しなければならない。

2 自己の責めに帰すべき事由による自他の人身又は物損事故については、利用者は、その損害を賠償しなければならない。

(禁止行為)

第15条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 無謀な運転及び酒気を帯びての運転、その他交通法規に違反する行為。
- (2) スマートフォンや携帯電話等を操作しながらの運転。
- (3) 危険個所、不適當な場所又は方法での使用。
- (4) 貸出商品の構造・装置等の改造及び変更。
- (5) 南魚沼市、魚沼市、十日町市、湯沢町、津南町以外での使用。
- (6) 自転車が故障又はパンクした状態での走行。
- (7) その他、法令諸規則に反する行為、若しくは管理者が危険と判断した行為。

附 則

この規約は、令和3年7月1日から施行する。